

福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）

1 目的

この要綱は、県内中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金について、融資の円滑化を図ることにより、本県産業の発展に寄与することを目的とする。

2 中小企業者および小規模企業者の定義

(1) この要綱および各資金要綱（以下「要綱等」という。）において、「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※ 資本金・従業員数のいずれかの要件を満たしていればよい。

※ 「常時使用する従業員」には事業主と生計を一にしている三親等内の親族および会社の役員は含まない。

なお、名目は臨時雇であっても、実質常雇的な者は「常時使用する従業員」に含める。

② 法第2条第1項第2号の会社および個人

業種	資本金または出資金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③ 法第2条第1項第3号から第4号および第7号から第10号の組合

組合の種類	備考
中小企業等協同組合等	法第2条第1項第3号の規定による
協業組合	法第2条第1項第4号の規定による
商工組合 および同連合会	法第2条第1項第7号の規定による
商店街振興組合 および同連合会	法第2条第1項第8号の規定による
生活衛生同業組合、同小 組合および同連合会	法第2条第1項第9号の規定による
酒造組合、同連合会 および酒造組合中央会	法第2条第1項第10号の規定による

④ 法第2条第1項第5号の「常時使用する従業員数が300人以下」の医業を主たる事業とする法人（医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む。）

⑤ 法第2条第1項第6号の「常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者は50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者は100人）以下」の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をいう。）

※NPO法人が利用可能な制度については別表3のとおり（P. 8参照）

(2) (1)の「中小企業者」のうち、「小規模企業者」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 法第2条第3項第1号の会社および個人（ただし、政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

業 種	常時使用する従業員数
製造業等	20人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下

- ② 法第2条第3項第2号の会社および個人（政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの）

業 種	常時使用する従業員数
宿泊業	20人以下
娯楽業	20人以下

- ③ 法第2条第3項第3号から第5号の組合

組合の種類	備 考
事業協同小組合	法第2条第3項第3号の規定による
企業組合	法第2条第3項第4号の規定による
協業組合	法第2条第3項第5号の規定による

- ④ 法第2条第3項第6号の「常時使用する従業員数が20人以下」の医業を主たる事業とする法人（医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む。）

- ⑤ 法第2条第3項第7号の「常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下」のNPO法人

3 融資対象者

(1) 事業歴要件

要綱等で定める資金の融資を受けようとする者は、県内において、1年以上継続して事業を営んでいることを要する。

ただし、次の資金については、事業歴1年未満でも対象とする。

- ① 経営安定資金〔セーフティネット保証支援分〕、〔危機関連保証支援分〕
- ② 中小企業再生支援資金
- ③ 開業支援資金
- ④ 産業活性化支援資金〔新事業展開等支援分〕
- ⑤ 事業承継支援資金〔融資対象者（1）〕、〔融資対象者（2）〕

※ 事業歴は、県内における事業歴をいう。

※ 法人成の事業歴については、法人成以前の個人事業者が代表者に就任しており、事業内容の実態も変更なければ通算する。

※ 個人事業者の承継に伴う事業歴については、親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族が、前事業者の死亡、高齢、傷病等の事由により、その事業を引き継いでいる場合には通算する。

※ 県外に住所がある個人であっても県内に主たる事業所を有し、事業税の納税地が県内の者は融資対象とする。

※ 県外に本店がある法人であっても、県内に事業所があり、その法人が福井県に法人県民税を納めており（納税証明書による確認を要す。）、その事業所に必要な資金であることが明確な場合は融資対象とする。

(2) 納税要件

融資対象者は県税および消費税に滞納のない者とし、申込みに際し、県税事務所（県嶺南振興局および各県税相談室を含む。）および税務署に納税証明書（滞納のない旨の証明）の交付を請求し発行を受けた証明書が必要となる。（なお、証明書は、融資申込前2か月以内に発行されたものに限る。）

ただし、消費税の納税証明書については、提出を省略することができることとする。

※納税証明書交付請求書の記載方法については、別紙参考のとおり（P. 14、15参照）

(3) 対象業種

要綱等で定める資金の対象業種は、法に基づく、信用保険の対象となる業種とする。

[参考] 融資対象とならない主な業種の例

農 林 漁 業	ただし、一部業種は対象となる
金 融 ・ 保 険 業	ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は対象となる
性風俗関連特殊営業、集金業および取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）、宗教法人・団体等。	

(4) 許認可等

許可・認可等を必要とする業種については、許認可書等の写しが必要となる。

4 制度融資を取り扱う金融機関

要綱等で定める資金の融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、次に掲げる金融機関に限る。

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、京都北都信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、福井県信用農業協同組合連合会、福井県医師信用組合

5 融資条件等

融資条件については、この要綱に定めるもののほか、各資金要綱に定める。

(1) 資金使途

融資金の使途は、各々の制度融資の目的に適う事業に用いる運転資金および設備資金（以下「事業資金」という。）であること。ただし、以下の資金については、事業資金としては認めないこととする。

- ① 株、土地投機等の投機的な資金（ただし、事業用施設に伴う土地取得の場合は、用途および面積が現行事業の実施に必要な範囲内のものであり、かつ、事業計画が具体化しており、取得後速やかに事業の用に供されることが明らかなものに限り対象とする。資材置場、廃車置場や駐車場等は使途が特定しにくいことから対象外とする。なお、不動産業に限り、事業用施設以外の土地取得についても投機目的以外であれば対象（運転資金で対応）とする。）
- ② 転貸資金（ただし、産業活性化支援資金〔県外・海外販路開拓支援分〕のうち、海外へ販路開拓を行う場合は除く。）
- ③ 旧債務の返済資金（ただし、資金繰り円滑化支援資金、長期借換支援資金、中小企業再生支援資金、事業承継支援資金および事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）、の借換え対象となるもの、または、福井県信用保証協会（以下「保証協会」といい、要綱等において同様とする。）の事前相談シートにて内諾を得て実行した、設備資金に係るつなぎ融資の借換資金を除く。）
- ④ 県内に本社（本店）があっても、県外事業所等で必要となる資金（ただし、産業活性化支援資金〔県外・海外販路開拓支援分〕および〔BCP対策支援分〕は除く。）

(2) 融資限度額

各資金要綱に定める融資限度額とは、1企業が1年度において当該資金の融資実行を受けることができる限度額とする（中小企業再生支援資金は1計画当たりの限度額とする。）。ただし、保証協会の保証を必ず付する資金は、融資残高の上限を保証協会の保証限度額とする。

(3) 融資期間

融資期間および据置期間の計算は、融資実行日の翌月の応答日をもって1か月とする。なお、この方法により計算した期間に端数がある場合は、1か月に切り上げる。

(4) 償還方法

原則として、融資期間が各資金で定める据置期間を超えるものは、元金均等月賦償還とする。ただし、各制度上の据置期間内に返済する場合のみ一括償還貸付契約を認める。

(5) 融資利率

各資金要綱における融資利率は、別表1（P. 6）に定める利率以下とする。ただし、県は、経済情勢の変化に対応して、融資利率を変更できることとし、変更する場合は、事前に取扱金融機関、保証協会および関係支援機関（商工会議所・商工会および公益財団法人ふくい産業支援センターをいう。以下同）へ通知する。

(6) 信用保証

取扱金融機関の判断により保証を付すものとする。

ただし、以下の資金については、取扱金融機関は、必ず保証協会の保証を付して融資を実行しなければならない。

- ① 中小企業育成資金（小口）
- ② 関連倒産防止資金
- ③ 経営安定資金〔セーフティネット保証支援分〕、〔危機関連保証支援分〕、〔原材料・原油価格高騰対策分〕
- ④ 資金繰り円滑化支援資金
- ⑤ 長期借換支援資金
- ⑥ 中小企業再生支援資金
- ⑦ 開業支援資金
- ⑧ 事業承継支援資金〔融資対象者（1）〕、〔融資対象者（2）〕
- ⑨ 事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）
- ⑩ 産業活性化支援資金〔BCP対策支援分②〕

（注）なお、保証を付する場合には、保証協会の審査が必要となる。

（7）融資条件の変更

- ① 融資条件の変更の取扱いについては、取扱金融機関（保証付きの場合は保証協会を含む。）がやむを得ないと認める場合に限り、各制度の融資期間内での融資期間の延長や返済額の変更などの条件変更を可能とする。
- ② 条件変更を行った場合、取扱金融機関は県に対し、その旨の報告を行うものとし、報告様式および報告時期については、「8 県への報告」のとおりとする。
なお、県は、条件変更に伴う保証料補給は行わない。
- ③ 融資を受けた者から別の者への融資の引継ぎの取扱いについては、取扱金融機関（保証付きの場合は保証協会を含む。）が償還能力があると認めた場合で、かつ、やむを得ないと認めた場合に限り、中小企業者であるか否かを問わず（事業を営んでいない個人が相続により債務を引継ぐ場合等を含む。）融資を引継ぐことができるものとする。（大企業は除く。）

6 原資の預託

- （1）県は、この制度の目的を達成するため、取扱金融機関に対し、融資資金の原資の一部を預託する。
- （2）融資に対する預託割合、預託時期および預託期間については、資金ごとに別表2（P. 7）のとおりとする。
なお、令和6年度以前に融資を実行した資金の預託については、その資金が融資実行されたときの預託方式によるものとする。
- （3）取扱金融機関の判断により、融資実行されたときの預託方式に関わらず、預託を辞退することができることとする。
なお、預託を辞退する取扱金融機関は下記の期限または、県が別途定める期限までに預託金辞退届（様式第6号）を県に提出しなければならない。
- （4）（3）により、預託を辞退した後、再度預託を受ける場合は、下記の期限または、県が別途定める期限までに預託金再開届（様式第7号）を県に提出しなければならない。

預託時期	様式第6号および様式第7号提出期限
4月1日	2月10日
8月1日	6月10日
12月1日	10月10日

7 融資の取扱い

- （1）融資を受けようとする者は、各資金要綱で定めるところにより融資申込書に必要書類を添えて融資を申し込むものとする。
- （2）融資申込があったときは、県は融資申込者が提出した融資申込書および添付書類の内容を審査し要綱等に定める融資対象者に該当することについての確認を行うものとする。この場合、申込者の利便性と制度の円滑かつ効果的な運営を図るため、下記の資金については関係支援機関が県の代わりに融資申込の受付および要綱等に定める融資対象者に該当することの確認を行うものとする。

関係支援機関	制度名
商工会議所・商工会	中小企業育成資金（一般） 中小企業育成資金（小口） 資金繰り円滑化支援資金 長期借換支援資金 開業支援資金 産業活性化支援資金 （新事業展開等支援分の②、④を除く。） 事業承継支援資金 事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）
公益財団法人ふくい産業支援センター	産業活性化支援資金 （新事業展開等支援分の②、④に限る。）

- (3) 上記(2)において融資対象者に該当する旨の確認がなされたときは、取扱金融機関は融資申込者が提出した融資申込書および添付書類の内容を審査し当該制度融資を受けるに必要な要件を満たしていることを確認した上で、事業計画、資金使途、信用状態等について融資審査を行い、保証を付する融資申込の場合は保証協会への所要の手続きを経た上で、速やかに融資の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
- また、融資を決定したときは、速やかに融資を行うものとする。
- (4) 保証協会は取扱金融機関より保証の依頼を受けたときは、速やかに保証審査を行い、保証の可否を決定するものとする。
- (5) 融資を受けた者が要綱等に定める事項に違反していることが判明したときは、取扱金融機関は、当該貸付金について制度融資から除外する手続きを行い、速やかに県に報告しなければならない。
- (6) 取扱金融機関は、融資に当たって歩積み両建預金を徴求してはならない。

8 県への報告

- (1) 県において制度融資の実施状況を把握し、融資枠の適切な管理および期中における預託額算出の基礎資料とするため、取扱金融機関は、申込みを受けた融資の実施状況について、下表のとおり報告しなければならない。（報告様式第2号の添付書類については、P. 16参照）

報告書名	様式	提出期限
福井県制度融資実行報告総括表	報告様式第1号	融資実行日、条件変更日の翌月10日 (送付の場合、期限必着)
福井県制度融資実行報告書	報告様式第2号	
福井県制度融資条件変更報告書	報告様式第3号	
福井県制度融資残高報告書	報告様式第4号	県が別途定める期限まで

- (2) 保証協会は、県の保証料補給および損失補償の対象となる下記の資金について保証を付したときは、その旨を翌月10日までに県に対し連絡するとともに、当該年度内の保証実績について、福井県制度融資保証報告書〔報告様式第5号〕により、当該年度の翌年度の4月10日までに報告しなければならない。

また、県に対する保証料補給額の請求に当たり、半期ごとに保証料補給額請求明細書を提出するものとする。

① 保証料補給の対象となる資金

- ア 中小企業育成資金（一般）〔保証料補給対象分〕
- イ 中小企業育成資金（小口）〔保証料補給対象分〕
- ウ 関連倒産防止資金
- エ 経営安定資金〔環境変動分〕、〔セーフティネット保証支援分〕、〔危機関連保証支援分〕、〔原材料・原油価格高騰対策分〕
- オ 長期借換支援資金
- カ 開業支援資金（無担保）
- キ 産業活性化支援資金
- ク 事業承継支援資金〔融資対象者（1）〕、〔融資対象者（2）〕
- ケ 事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）

② 損失補償の対象となる資金

- ア 関連倒産防止資金
- イ 中小企業再生支援資金

9 関係機関の協力

取扱金融機関および関係支援機関は要綱等に基づき、制度の目的を達するため、誠実に融資を取り扱うものとする。

また、県は取扱金融機関、保証協会、関係支援機関およびセーフティネット保証の認定を行った市町と協力し、相互連携を密にし、制度の円滑な運営に努めるものとする。

10 その他

県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関およびセーフティネット保証の認定を行った市町に対し報告を求め調査を行うことができる。

この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

制度融資金利一覧表

制度名	責任共有制度 (保証付)	利率	
中小企業育成資金(一般)	—	1.70%以下	
	対象	1.50%以下	
中小企業育成資金(小口)	対象外	1.40%以下	
関連倒産防止資金	対象	1.50%以下	
	対象外	1.40%以下	
経営安定資金	—	1.70%以下	
	対象	1.50%以下	
	対象外	1.40%以下	
資金繰り円滑化支援資金	対象	2.25%以下	
	対象外	2.15%以下	
長期借換支援資金	対象	融資期間 10年以内	2.25%以下
		融資期間 10年超	2.65%以下
中小企業再生支援資金	対象	2.25%以下	
	対象外	2.15%以下	
開業支援資金(無担保)	対象外	1.45%以下	
開業支援資金(有担保)	対象	1.55%以下	
産業活性化支援資金	—	融資期間 10年以内	1.70%以下
		融資期間 10年超	2.10%以下
	対象	融資期間 10年以内	1.50%以下
		融資期間 10年超	1.90%以下
事業承継支援資金	—	融資期間 10年以内	1.70%以下
		融資期間 10年超	2.10%以下
	対象	融資期間 10年以内	1.50%以下
		融資期間 10年超	1.90%以下
事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)	対象	1.50%以下	

※令和7年4月1日現在(金利は変更する場合がある。)

※責任共有制度とは、保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、保証協会と適当な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度。

(別表2)

資 金	預託方法	基準日	預託割合	預託時期	償還日
中小企業育成資金（一般） 中小企業育成資金（小口） 関連倒産防止資金 経営安定資金 資金繰り円滑化支援資金 長期借換支援資金 中小企業再生支援資金 産業活性化支援資金 事業承継支援資金 事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）	実行時 預託	実行日	基準日における実行額 または残高 見込額の 5分の1	8月1日 および 12月1日	年度末
	残高 預託	前年度 末日		4月1日	
開業支援資金（無担保） “ （有担保）	実行時 預託	実行日	基準日における実行額 または残高 見込額の 3分の1	8月1日 および 12月1日	年度末
	残高 預託	前年度 末日		4月1日	

(※) 預託方法について

- ・実行時預託…前年度2月～当年度5月実行分を8月に預託し、当年度6月～9月実行分を12月に預託する。
- ・残高預託 …前年度末日における残高見込額を預託割合に応じて4月に預託する。

(※) 預託時期について

1日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日に預託を行う。

(※) 預託金額について

預託金額は一万円単位とし、千円単位以下切り捨てとする。

(別表3)

NPO法人が利用可能な県制度融資一覧

制 度		信用保証	NPO法人の利用
中小企業育成資金（一般）		必要に応じ	○
中小企業育成資金（小口）		必須	△（※1）
関連倒産防止資金		必須	○
経営安定資金	環境変動分	必要に応じ	○
	セーフティネット保証支援分	必須	
	危機関連保証支援分		
	原材料・原油価格高騰対策分		
資金繰り円滑化支援資金		必須	○
長期借換支援資金		必須	○
中小企業再生支援資金		必須	×
開業支援資金（無担保）		必須	×
開業支援資金（有担保）		必須	×
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	必要に応じ	○
	経営活性化支援分		○
	新事業展開等支援分		○（※2）
	県外・海外販路開拓支援分		○
	I o T ・ A I 等導入支援分		○
	B C P 対策支援分	①必要に応じ ②必須	①○ ②×
事業承継支援資金	必要に応じ	必須	○
	必須		
事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）		必須	○

※1 医業を主たる事業とする場合に限りません。

※2 産業活性化支援資金〔新事業展開等支援分〕①、④の融資対象者にNPO法人は含まれません。